

## 目次

### 告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第9号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年2月24日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	小野寺 清	本籍地	北海道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平9小1第11210号	平成9年3月31日	東京都教育委員会
失効年月日	令和5年2月20日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行細則第20条第8号イ）該当		

